

マネジメントレポート

2004年10月

今回のテーマ： 「新」破産法

破産手続の迅速化、合理化、個人の破産・免責手続の見直しなどのため、「新」破産法が2005年1月1日から施行されます。

1. 主な改正点

(1) 債務者（破産者）側

保全処分の拡充	債権者への平等な分配を図るため、すべての債権者に強制執行・仮差押え・仮処分等を禁止する包括的禁止命令と債務者(法人)の保全管理人に対し債務者財産の管理を命じる保全管理命令の創設
重要財産開示義務の創設	破産者が所有する不動産、現預金、有価証券等を記載した書面を裁判所に提出する義務の創設 義務違反の場合は罰則があり、個人の破産者は免責(租税等一定のものを除く債務の一切の免除)が不許可となることがある
債権者集会開催の任意化	債権者が少ない又は非常に多い場合には、債権者集会を開催せず書面による議決権行使も認められる
破産・免責手続の一体化	債務者が個人の場合、破産手続開始の申立があると同時に、原則として免責の許可の申立とみなされる
自由財産の拡大	個人の破産者の手許に残される財産(自由財産)が66万円から99万円に拡大

(2) 債権者側

労働債権の弁済権の強化	破産手続開始前3ヵ月間の給与等の労働債権が財団債権となり、破産手続に関係なく支払い可能
租税債権の取扱変更(格下げ)	納期限1年以上経過の公租公課は財団債権から優先的破産債権に格下げ
担保権消滅制度の創設	破産管財人が裁判所の許可で強制的に担保権を消滅させ、不動産を任意売却する制度の創設
役員責任査定制度の導入	破産会社の役員について違法行為追及の損害賠償請求権の査定制度の導入

2. 各倒産法のポイント（債務者が株式会社の場合）

再建	民事再生	経営陣が継続して経営することを、届出債権総額の1/2以上が同意
	会社更生	経営陣が退陣し事業継続することを、届出更生債権者の議決権総額の2/3以上が同意
清算	特別清算	債権者集会で決定され、裁判所で認可された協定により配当される
	破産	債権者の同意は不要で、裁判所が選任した管財人から公平に配当される

お見逃しなく！

- 破産手続は、手続の透明性・公平性が高くなりますが、特別清算に比べると時間がかかります。
- 賃借人が対抗要件を備えている場合、賃貸人の破産管財人は建物の賃貸借契約を解除できないことが明文化されました。特許権の実施権等も同様です。